

令和7年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業等商店街支援事業
に関する説明会（2/6 実施）からの変更点

★イベント事業編

・P.1 I 事業概要（イベント）

→ 事業の補助対象回数に、「全国連携事業」、「こども応援事業」を追加。

（修正前）

1 事業の補助対象回数

各事業の概要は、概要版マニュアルP 2～5の事業一覧をご覧ください。

一つの商店街は、1年度間に最大でいくつのイベント事業の補助を受けられるか？

- | | | |
|--|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・一般のイベント事業 <u>2事業</u>・一般のイベント事業（他商店街との共催） <u>1事業</u>・若手・女性支援事業 <u>1事業</u>・組織活力向上支援事業 <u>1事業</u>（※法人化している商店街のみ）・女性活躍推進事業 <u>1事業</u> | } | 任意商店街
→ <u>合計 5 事業</u> |
| <ul style="list-style-type: none">・少額支援事業 <u>1事業</u> <p>※「少額支援事業」は、これまで商店街活動を実施できなかった商店街が活動再開のきっかけとして利用し、活動が軌道に乗るまでの間の利用を想定した事業です。</p> | } | 法人化している商店街
→ <u>合計 6 事業</u> |



（修正後）

1 事業の補助対象回数

各事業の概要は、概要版マニュアルP 2～5の事業一覧をご覧ください。

一つの商店街は、1年度間に最大でいくつのイベント事業の補助を受けられるか？

- | | | |
|---|---|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・一般のイベント事業 <u>2事業</u>・一般のイベント事業（他商店街との共催） <u>1事業</u>・若手・女性支援事業 <u>1事業</u>・組織活力向上支援事業 <u>1事業</u>（※法人化している商店街のみ）・女性活躍推進事業 <u>1事業</u>・<u>全国連携事業 1事業</u>・<u>こども応援事業 1事業</u> | } | 任意商店街
→ <u>合計 7 事業</u> |
| <ul style="list-style-type: none">・少額支援事業 <u>1事業</u> <p>※「少額支援事業」は、これまで商店街活動を実施できなかった商店街が活動再開のきっかけとして利用し、活動が軌道に乗るまでの間の利用を想定した事業です。</p> | } | 法人化している商店街
→ <u>合計 8 事業</u> |

-
- ・ P.32 VI 質疑応答集 「2 補助対象経費」中、「(3) 景品購入費」
→ 一文追加。

(修正前)

Q12 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。

配布実績の確認できない景品購入費は補助対象外となります。
配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの（受払簿の具備等）による確認が考えられますが、末等景品等個数の多いもの以外は、原則的に景品1点ごとに当選日時、景品名を記録した受払簿を具備するようにしてください。



(修正後)

Q12 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。

配布実績の確認できない景品購入費は補助対象外となります。
配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの（受払簿の具備等）による確認が考えられますが、末等景品等個数の多いもの以外は、原則的に景品1点ごとに当選日時、景品名を記録した受払簿を具備するようにしてください。
※当選日時ではなく、当選者の氏名（フルネーム）の記録でも構いません。

-
- ・ P.32 VI 質疑応答集 「2 補助対象経費」中、「(3) 景品購入費」
→ 「商品券等」の文言を削除。

(修正前)

Q15 イベント事業の景品（記念品）としてデジタル地域通貨・商品券等は認められるか。

- ①商店街が発行するデジタル通貨・商品券等
紙で発行する商店街商品券と同等、期限を定めて商店街の会員店舗で換金された分のみ補助対象となります。
- ②区市町村が発行するデジタル通貨・商品券等
○利用期限が無期限の場合
紙の区市町村内商品券と同様に、当選者に配布された時点で補助対象となります。
○利用期限がある場合
期限を定めて換金された分のみ補助対象となります。
- ③全国的・汎用的なデジタル通貨・商品券等
○利用期限が無期限の場合
期限内に換金されなかった分は現金と同等の扱いになるため、補助対象外となります。
※期限を定めて換金された分のみ補助対象です。
○利用期限がある場合
失効した際に、区市町村や商店街、連合会等の歳入とならなければ、補助対象となります。
※区や商店街、連合会等の歳入になる場合は、期限を定めて換金された分のみ補助対象です。



(修正後)

Q15 イベント事業の景品（記念品）としてデジタル地域通貨・商品券等は認められるか。

- ①商店街が発行するデジタル通貨・商品券等
紙で発行する商店街商品券と同等、期限を定めて商店街の会員店舗で換金された分のみ補助対象となります。
- ②区市町村が発行するデジタル通貨・商品券等
○利用期限が無期限の場合
紙の区市町村内商品券と同様に、当選者に配布された時点で補助対象となります。
○利用期限がある場合
期限を定めて換金された分のみ補助対象となります。
- ③全国的・汎用的なデジタル通貨 **削除**
○利用期限が無期限の場合
期限内に換金されなかった分は現金と同等の扱いになるため、補助対象外となります。
※期限を定めて換金された分のみ補助対象です。
○利用期限がある場合
失効した際に、区市町村や商店街、連合会等の歳入とならなければ、補助対象となります。
※区や商店街、連合会等の歳入になる場合は、期限を定めて換金された分のみ補助対象です。

・ P.35 VI 質疑応答集 「3 収益事業」

→ 一部文言の追加・修正。

(修正前)

Q36 他団体や個店が模擬店等を実施する場合、経費は補助対象となるか。

他団体や個店（商店街の会員店舗含む）が実施する模擬店等に係る経費は、原則補助対象外となります。ただし、イベントの周知もしくは会場設営の一環として共通にかかる経費である場合は、補助対象となります。

（対象経費の例）…他団体や個店（商店街の会員店舗含む）が実施する模擬店等の情報が掲載されたチラシ、ポスターの印刷費、テント設営費

（対象外経費の例）…材料費、アルバイト賃金、模擬店で使用できる金券等（印刷費、換金費）



(修正後)

Q36 他団体や個店が模擬店等を実施する場合、経費は補助対象となるか。

他団体や個店（商店街の会員店舗含む）が実施する模擬店等に係る経費は、原則補助対象外となります。ただし、イベントの周知もしくは会場設営の一環として共通にかかる経費である場合は、補助対象となります。

（対象経費の例）…他団体や個店（商店街の会員店舗含む）が実施する模擬店等の情報が掲載されたチラシ、ポスターの印刷費、テント設営費、**模擬店エリア全体で使用できる金券等**

（対象外経費の例）…材料費、アルバイト賃金、**特定の模擬店でしか使用できない金券等**

★活性化事業編

・ P.1 I 事業概要（活性化） 「2 補助対象事業、補助対象外事業」

→ 一部文言の修正。

（修正前）

1 施設を整備する事業

- ① 街路灯整備、改修、撤去 ②カラー舗装 ③アーケードの設置、改修
- ④アーチ整備、改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置
- ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置
- ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置
- ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計、実施設計
- ⑯AEDの設置・更新



（修正後）

1 施設を整備する事業

- ① 街路灯整備、改修、撤去 ②カラー舗装 ③アーケードの整備、改修
- ④アーチ整備、改修 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置
- ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置
- ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備・改修 ⑫来街者用トイレ設置
- ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭消火栓スタンドパイプの整備 ⑮基本設計、実施設計
- ⑯AEDの設置・更新

・ P.18 V 質疑応答集

→ 一部文言の追加。

（修正前）

Q17 街路灯の撤去・移設を行いたい、移設費用は補助対象となるか。

街路灯の撤去・移設のみでは補助対象となりません。
特定区域内の街路灯全体を建替える中で、撤去・移設のみを行う街路灯が数本程度（概ね3割程度以下）発生してしまう場合は補助対象となります。



（修正後）

Q17 街路灯の撤去・移設を行いたい、移設費用は補助対象となるか。

街路灯の撤去・移設のみでは補助対象となりません。
特定区域内の街路灯全体を建替える中で、撤去・移設のみを行う街路灯が数本程度（概ね3割程度以下）発生してしまう場合は補助対象となります。
※建替エリアと撤去・移設エリアとで分けることが可能な場合は、建替エリアのみ補助対象となります。